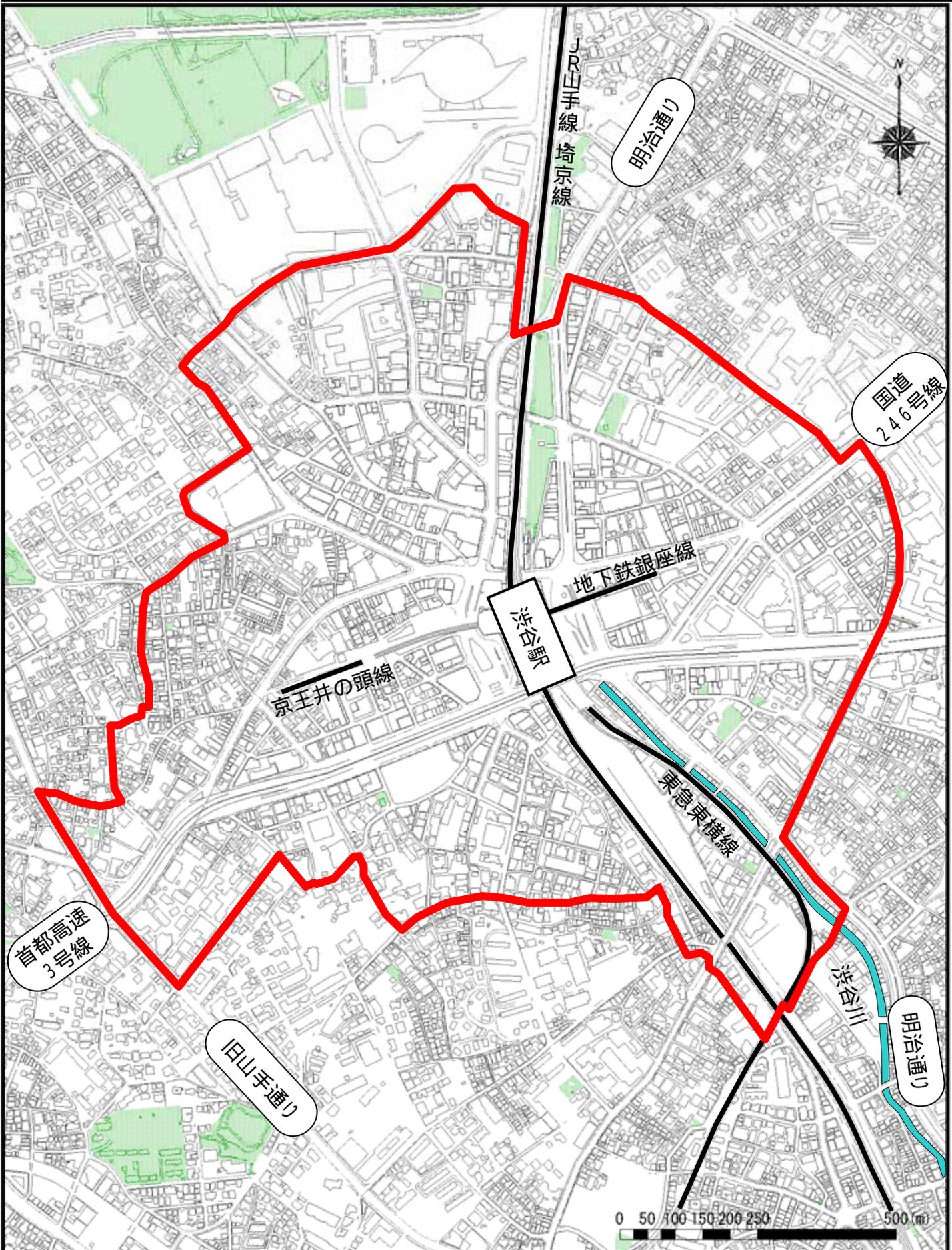


都市再生緊急整備地域 及び地域整備方針

(注)

地域整備方針は、都市再生特別措置法第 2 条第 3 項に基づく都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令の施行の日から効力を発する。

渋谷駅周辺地域



都市再生緊急整備地域の地域整備方針：東京都

地域名称	整備の目標	都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項	公共施設その他の公益的施設の整備に関する基本的事項	緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に関し必要な事項
<p>渋谷駅周辺地域</p>	<p>特徴ある地形のもとで形成された商業・業務・文化機能の集積を生かし、周辺のみどり豊かな環境と調和をとりつつ、多世代による先進的な生活文化等の情報発信拠点を形成</p> <p>駅施設の機能更新と再編を進めるとともに、それを契機に開発の連鎖による総合的なまちづくりを推進し、駅から周辺の個性的な街へ連続する、にぎわいと回遊性のある安全・安心で歩いて楽しい都市空間を形成</p>	<p>様々な世代のニーズに対応した先端的で魅力ある商業・業務・文化・交流機能等の充実・強化</p> <p>ユニバーサルデザインに配慮しつつ、乗換え利便性の向上、ゆとりある駅前広場や歩行者空間の拡充などにより、交通結節機能を強化</p> <p>老朽建築物の更新や災害時対策の推進による防災機能の強化</p> <p>多様な都市活動を支える居住・宿泊機能の強化</p>	<p>駅付近の自動車交通の錯綜を改善し安全な歩行者空間を確保するため、ハチ公広場を含めた東西駅前広場を再編・拡充するとともに、駐車・駐輪施設や周辺の街路を整備</p> <p>地下鉄13号線の整備及び東急東横線との相互直通化・地下化</p> <p>乗換え利便性の向上や分かりやすい動線の確保を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した安全で快適な駅空間を形成するため、銀座線等を含む駅施設の大規模改良を検討</p> <p>地形的特性に対応した立体的な歩行者ネットワークの形成を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前広場や国道246号等を活用した地下広場、地下通路、デッキの整備 ・ 駅東西を結ぶ自由通路の整備 ・ 建築空間等を活用した上下移動が容易な動線の確保 <p>公共的空地や道路沿道の緑化、保水性舗装などの実施により、ヒートアイランド現象の緩和に寄与</p>	<p>駅部における公共施設と建築物との一体的な整備等により、限られた空間に多様な機能の集積を図る都市開発事業を促進</p> <p>街の玄関口にふさわしい駅前の景観と、沿道ごとの特色を生かした個性的な街並みの形成を促進</p> <p>建築敷地内の空地の活用等により、地域内の回遊性を高める歩行者ネットワークの形成を促進</p> <p>道路や公園などのみどりの厚みを生み出し、また渋谷川などの水辺を生かした良質な空間を創出する都市開発事業を誘導し、周辺とも連携した水とみどりのネットワークを形成</p> <p>駅周辺地区において、防犯対策とまちづくりの取組の連携協働により、魅力ある繁華街の再生を促進</p> <p>都市開発事業における敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化などヒートアイランド対策を誘導</p>